平成２８年（フ）第１５２号
福井県坂井市春江町江留下相田44番地２
債務者　辻　　智美
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１０号
福井市加茂河原２丁目４番28号　信開トピア足羽708号
債務者　田原　良枝
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１４号
福井市灯明寺３丁目907番地
債務者　髙田　光子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１５号
福井県大野市明倫町11番11号
債務者　伊藤　宣子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７８号
長野県佐久市岩村田2531番地１　グリーンパレス佐久Ｃ棟615号室
債務者　関　　由紀
1　決定年月日時　平成28年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第５９９号
兵庫県尼崎市長洲本通１丁目15番18―609号
債務者　岩沢　　裕
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８９号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1457番地　和多屋マンション302
債務者　梁井　昭則
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第８３号
千葉市稲毛区小中台町758番地１
破産者　株式会社トーシン
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８４号
千葉市花見川区花園２丁目７番３号　シャルム検見川107号
破産者　高橋レイ子
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８５号
千葉市花見川区花園２丁目７番３号　シャルム検見川107号
破産者　高橋　英雄
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１９３号
千葉県市川市大和田４丁目14番８―704号(グランシティーユーロパレス本八幡)
破産者　柴田由起絵
1　決定年月日　平成28年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０６０号
千葉県浦安市北栄１丁目３番３―104号　サン・レジデンス
破産者　佐々木　享
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２４号
千葉県市川市妙典３丁目19番６号
破産者　有限会社タッチャブル
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５０３号
千葉市若葉区西都賀３丁目３番４号　グランドメゾン都賀401号
破産者　佐藤　芳美
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７１０号
千葉県習志野市津田沼３―２―２　小倉ハイツ205号、住民票上の住所千葉県習志野市本大久保４丁目18番30号
破産者　鈴木　正志
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７１１号
千葉県習志野市津田沼３―２―２　小倉ハイツ205号、住民票上の住所千葉県習志野市本大久保４丁目18番30号
破産者　鈴木きみ子
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１７０号
山梨県甲州市勝沼町勝沼818番地１
破産者　川口土建株式会社
1　決定年月日　平成28年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５８３号
大阪府岸和田市今木町153―６
破産者　有限会社トキタ精工
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１０７４号
北海道千歳市新富２丁目13番26号　高橋コーポ206号
破産者　加藤　朋史
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部